

# 産業振興促進計画認定制度の創設

奄美群島及び小笠原諸島の産業振興については、地元の状況を熟知し民間事業者との連携も可能な市町村が主体的に取り組むことが重要であるため、産業振興促進計画を策定した市町村に対しては産業振興に係る法律上又は税制上の支援措置を受けられることとする。

## 概要

市町村は、単独で又は共同で、振興開発計画に即して、地域の特性に応じた農林水産業の振興、商工業の振興、情報通信業の振興、観光の振興その他の産業の振興を促進するための計画（産業振興促進計画）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

### 計画記載事項

○振興すべき業種    ○当該業種の振興を促進するために行う事業の内容及び実施主体に関する事項    ○計画期間    等



主務大臣による認定

← 関係行政機関の長による同意

## 支援措置

### ①通訳案内士法の特例（特例通訳案内士育成事業）

一定の研修を経れば、通訳案内士以外の者による外国人旅行者への有償ガイド行為が行える。



### ②旅行業法の特例（地域内限定旅行業者代理業実施事業）

旅行業務取扱管理に係る一定の研修を修了した者を置けば、宿泊業者が地域内の旅行について、旅行業者代理業（着地型ツアーや切符の販売等）を営むことができる。

### ③補助金等適正化法の特例（補助金等交付財産活用事業）

補助金等交付財産の転用手続きをワンストップで処理できる。



### ④中小企業者への配慮

国及び地方公共団体は、計画に基づいて事業活動を行う中小企業者に対して、情報の提供を行うよう配慮する。

### ⑤農地法等の配慮（奄美のみ）

国及び地方公共団体は、計画に記載された事業の用に供するため農地転用等の処分が迅速に行われるよう配慮する。

### ⑥税制上の措置（奄美のみ）

計画の区域内で割増償却（製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等）、不均一課税が認められる。